

4 号機における作業員の放射性物質の微量な内部取り込みについて

平成 18 年 10 月 23 日、点検停止中の 4 号機の原子炉建屋 5 階で、原子炉ウエル*¹と使用済燃料プールを仕切るゲート間の水抜き作業を行っていた協力企業作業員 4 名のうち 1 名に身体汚染が確認されたため、ホールボディカウンター*²による測定を実施したところ、極微量の放射性物質の内部取り込みの疑い*³があることがわかりました。

このため、本日、当該作業員について再測定*⁴を実施したところ、午前 9 時 55 分頃、内部取り込みが確認されました。

調査の結果、当該作業員は放射性物質の汚染エリアにおいてゴム手袋および全面マスク*⁵等の装備品を着用し作業を行っておりました。作業終了後、当該エリアからの退域時に、全面マスクを取り外す際に着用していた汚れたゴム手袋で顔の汗を拭いたため、極微量の内部取り込みをしたものと推定しております。なお、当該作業員は装備品を取り外す際、装備着脱指導員の助勢を受けていませんでした。

本事象の対策として、装備品を脱着する際には装備着脱指導員の指導や必要に応じ助勢を受けることを徹底いたします。また、本事象について協力企業において事例検討会を実施し、再発防止に努めてまいります。

今回の事象により今後 50 年間に受ける放射線量は約 0.002 ミリシーベルト*⁶と推定され、胸部レントゲン撮影 1 回分(約 0.05 ミリシーベルト)より低く、身体に影響を与えるものではありません。

また、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 原子炉ウエル

原子炉圧力容器および原子炉格納容器の蓋を収納している空間。

* 2 ホールボディカウンター

体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置。

* 3 放射性物質の内部取り込みの疑い

内部放射能測定の結果を過去の平常時の測定平均値と比べ、その値が、平均値から統計的な変動に基づくばらつきの幅を超えた場合等に、放射性物質の内部取り込みの疑いがあると判断します。

* 4 再測定

今回の事象のように内部取り込みの疑いがある場合、測定結果が身体表面に付着した極微量の放射性物質による可能性もあることから、翌日、再度測定を実施いたします。

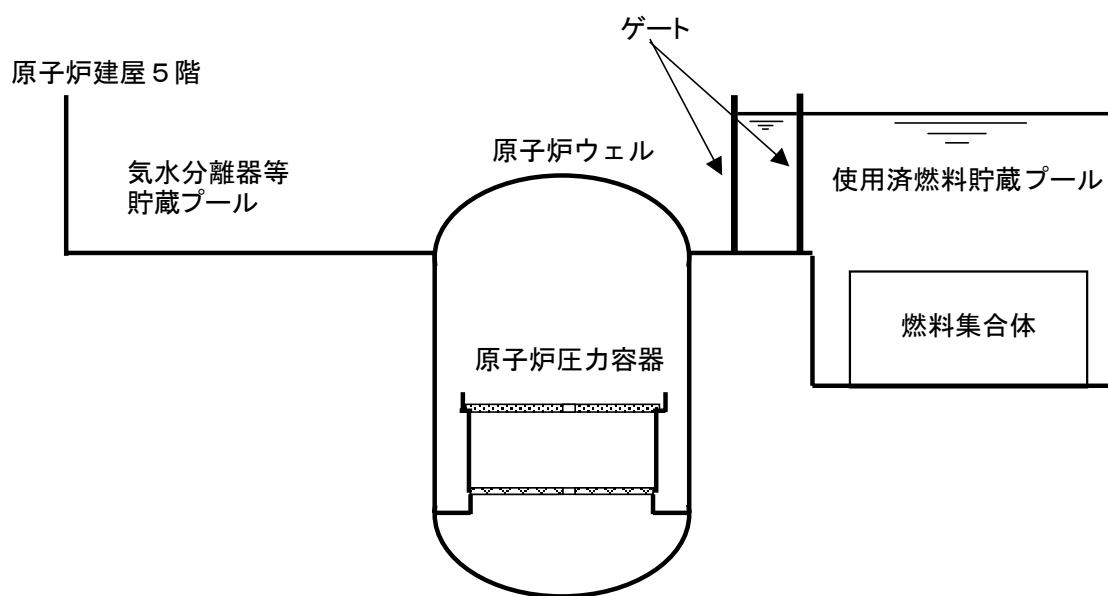
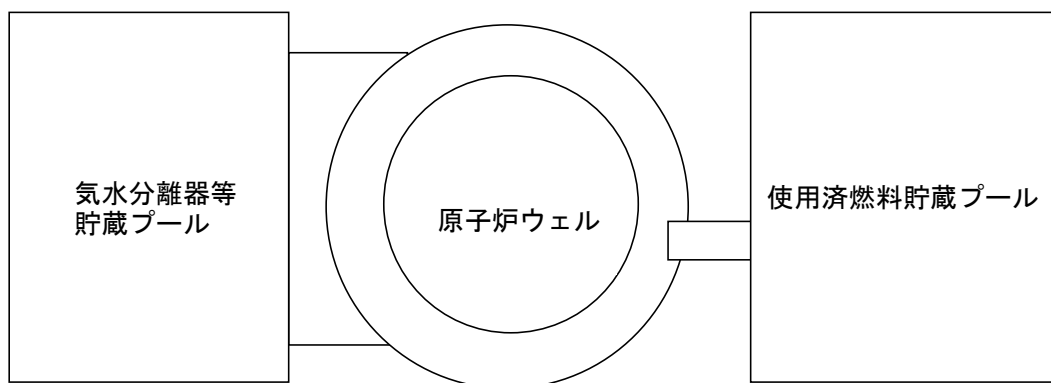
* 5 全面マスク

放射線管理区域内で、放射性物質が口・鼻などから体内に取り込まれることを防止するために使用する保護具。

* 6 シーベルト

放射線が人体に与える影響の度合いを表す単位。

法令で定める線量限度は、年間 50 ミリシーベルト、かつ 5 年間で 100 ミリシーベルト。



4号機原子炉建屋5階状況図